

令和5年11月16日

一般社団法人 保険乗合代理店協会
保代協ホームページへの会員活動情報掲載に関する規定

第1条（目的）

本規定は、保険乗合代理店が有益な情報を取得することを支援し、会員企業の発展に資することを目的とする。

第2条（運営）

運営は協会事務局が担当する。

掲載を希望する企業は、毎月25日までに掲載を依頼する。

提出された掲載内容は理事の確認を得て、翌月から1か月間掲載する。

掲載企業数が増加した場合、掲載方法の変更を行うことがある。

第3条（内容）

掲載を希望する企業は、30文字以下のキャッチフレーズ、リンク先のURLを事務局に依頼する。

掲載内容は会員企業（会員区分を問わない）の事業に関するものとする。

協会は営利目的を定款で排除しており、保険乗合代理店に対する過度な営利目的の広告、および会員代理店間の競争の観点から、保険乗合代理店の人材採用を目的とした広告は掲載しない。

第4条（リンク先）

リンク先は当協会からの遷移となるため、当協会の品位、定款記載の目的に抵触しないよう配慮しなければならない。

リンク先における、掲載者と閲覧者に問題することがあった場合、協会は関与しない。

第5条（反社会勢力の排除）

掲載内容は公序良俗に反したものでないことに加え、反社会勢力に関わる内容の掲載は認めない。

掲載があった場合は速やかに掲載を削除し、今後の掲載を認めず、定款に則り退会勧告を行うことがある。

第6条（課題解決）

本件に関して協議事項が発生した場合には、双方が誠意をもって解決することに最善を尽くすこととする。相互理解が得られない場合は、理事会の判断で決定する。

以上